

鳥取県銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の規定による医師の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年11月27日

鳥取県公安委員会委員長 秦 野 一 憲

鳥取県公安委員会規則第8号

鳥取県銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の規定による医師の指定に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の規定による医師の指定に関する規則（平成21年鳥取県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後		改正前																	
<p>鳥取県銃砲刀剣類所持等取締法の規定による 医師の指定に関する規則</p> <p>（医師の指定）</p> <p>第1条 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）の規定による医師の指定（以下「医師の指定」という。）は、<u>法第4条の3第2項の規定によるもの</u>にあつては<u>次の表の3の項の右欄に掲げる医師のうちから、法第12条の3の規定によるもの</u>にあつては同表の左欄に掲げる受診命令の対象者の区分に応じ<u>それぞれ同表の右欄に掲げる医師のうちから、それぞれ</u>行うものとする。</p>		<p>鳥取県銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の規定による医師の指定に関する規則</p> <p>（医師の指定）</p> <p>第1条 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）<u>第12条の3</u>の規定による医師の指定（以下「医師の指定」という。）は、<u>次の表の左欄に掲げる受診命令の対象者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる医師のうちから</u>行うものとする。</p>																	
<table border="1"><thead><tr><th>受診命令の対象者</th><th>医師</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 法第5条第1項第3号の政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第8条第3号に定める病気を除く。）にかかっているおそれのある者並びに法第5条第1項第4号及び第5号に該当するおそれのある者</td><td>略</td></tr><tr><td>2 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第8条第3号に定める病気にかかっているおそれのある者</td><td>略</td></tr><tr><td>3 介護保険法（平成9年法律第</td><td>略</td></tr></tbody></table>	受診命令の対象者	医師	1 法第5条第1項第3号の政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第8条第3号に定める病気を除く。）にかかっているおそれのある者並びに法第5条第1項第4号及び第5号に該当するおそれのある者	略	2 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第8条第3号に定める病気にかかっているおそれのある者	略	3 介護保険法（平成9年法律第	略		<table border="1"><thead><tr><th>受診命令の対象者</th><th>医師</th></tr></thead><tbody><tr><td>法第5条第1項第2号の政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の2第3号に定める病気を除く。）にかかっているおそれのある者並びに法第5条第1項第3号及び第4号に該当するおそれのある者</td><td>略</td></tr><tr><td>銃砲刀剣類所持等取締法施行令第5条の2第3号に定める病気にかかっているおそれのある者</td><td>略</td></tr><tr><td>介護保険法（平成9年法律第123</td><td>略</td></tr></tbody></table>	受診命令の対象者	医師	法第5条第1項第2号の政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の2第3号に定める病気を除く。）にかかっているおそれのある者並びに法第5条第1項第3号及び第4号に該当するおそれのある者	略	銃砲刀剣類所持等取締法施行令第5条の2第3号に定める病気にかかっているおそれのある者	略	介護保険法（平成9年法律第123	略	
受診命令の対象者	医師																		
1 法第5条第1項第3号の政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第8条第3号に定める病気を除く。）にかかっているおそれのある者並びに法第5条第1項第4号及び第5号に該当するおそれのある者	略																		
2 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第8条第3号に定める病気にかかっているおそれのある者	略																		
3 介護保険法（平成9年法律第	略																		
受診命令の対象者	医師																		
法第5条第1項第2号の政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の2第3号に定める病気を除く。）にかかっているおそれのある者並びに法第5条第1項第3号及び第4号に該当するおそれのある者	略																		
銃砲刀剣類所持等取締法施行令第5条の2第3号に定める病気にかかっているおそれのある者	略																		
介護保険法（平成9年法律第123	略																		

123号) 第8条第16項に規定する 認知症であるおそれのある者	号) 第8条第16項に規定する認知症 であるおそれのある者
2 略	2 略

附 則

この規則は、平成21年12月4日から施行する。